

財務省告示第三百四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年八月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第五十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十八年度における財政運営のため八年度の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）

三 振替法の適用等 第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

四 発行方法 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札において、価格競争入札において定められた利率をその利率と

十四 初期利子

係る所得税が源泉徴収されるもの口座に
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものにつ
ては、前記(一)の算式により算出
た金額から当該金額に百分の二
十を乗じた金額へただし、当該
国債を発行時において取得する
者が非居住者又は外国人であ
る場合には、前記(一)の算式に
算出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額を控除
することができる。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子
償還金 償還金 元利金 払場所
十九 入札参加
財務大臣から通知を受けた者
毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成二十三年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

二十

者

达期日

平成十八年八月二十五日